

～二宮町小児医療費助成制度のご案内～

(令和4年10月1日～)

対象

★0歳～中学3年に達した3月末日までの入院と通院（医療証を発行します）

※ただし、次の方は対象になりません。

- ①健康保険に加入していない方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童福祉施設等（母子寮を除く）に入所している方
- ④二宮町の心身障害者医療費給付事業の対象者
- ⑤ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者
- ⑥その他の公費負担制度を受けている方
(自己負担額がある場合は、この制度の対象になることもあります。)

助成範囲

医療保険の自己負担分が助成されます。ただし、他の公費負担制度が優先される場合は、残りの自己負担分が助成対象となります。

手続方法

出生および転入による申請の際は、出生または転入の手続きを済まされてから、次の書類を添えて小児医療証の交付申請をしてください。

《申請に必要なもの》

- 1.健康保険証（お子さまのもの又はお子さまを扶養されている方のもの）

次の場合は、子育て・健康課窓口で手続きをしてください。

- ・住所が変わったとき。
 - ・加入保険が変わったとき。
 - ・医療証を紛失、汚損したとき。
 - ・世帯状況が変わったとき。
- ※手続きの際には、お子さまとの関係のわかる身分証明証（運転免許証、健康保険証など）お子さまの健康保険証をお持ちください。

診療の受け方

<神奈川県内で病院にかかった場合>

- ・小児医療証を医療機関窓口で保険証と一緒に提示してください。
- ・原則として、医療機関窓口で自己負担分のお支払いはありません。
- ・入院したときの食事療養費はすべて自己負担です。

<神奈川県外で病院にかかった場合・その他（医療証が使用できなかった場合等）>

・神奈川県外の病院にかかった場合や小児医療証が発行される前にかかった診療は、自己負担額を一旦お支払いください。後日、町子育て・健康課窓口で申請いただければ返金手続きをいたします。なお、申請期限は受診月の1年後の同月までなのでお早めに申請してください。

【持ち物】健康保険証・小児医療証・領収書・通帳等

※ご加入の健康保険によって、一部小児医療証が適用にならない場合があります。その場合は、上記の<神奈川県外で病院にかかった場合・その他（医療証が使用できなかった場合等）>と同様の取扱いとなります。

医療証の有効期限

- ・中学3年生：満15歳に達する日の属する年度の末日まで
- ※長期間使用するものとなりますので、大切にご使用ください。
- ※汚れ・破損・亡失等した場合は、お子さまとの関係のわかる身分証明証（運転免許証、健康保険証など）をご持参のうえ、二宮町役場子育て・健康課までお越しください。随時再発行いたします。

問い合わせ先

二宮町役場

健康福祉部 子育て・健康課 子育て支援班(役場地下1階)

TEL 0463(71)5862 (直通)